

令和 2 年 4 月 8 日
東和科学株式会社

緊急事態宣言発出に対する当社の対応について

当社は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の国内外における拡大の状況、また政府、自治体、関連団体からの要請も踏まえ、従業員およびその家族、お取引先の安全確保のため、以下の対策を講じております。

1. BCP 体制について

- 社長を委員長とする緊急対策本部を立ち上げ、感染防止対策と事業継続の維持を目的に、当社の「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する社内通知（2020年2月26日策定）」に基づき、必要な情報収集と対応の検討・指示を行ってまいります。

2. お取引先機関の訪問について

- お取引先機関を訪問する場合、事前に訪問の目的や訪問者を伝え、訪問の可否を確認します。
- 訪問先機関の管理基準や要請に従い、手洗いと消毒を徹底し、マスクを着用します。

3. 事業活動について

- 政府からの要請に準じて、緊急事態宣言対象の 7 都府県在住または事業所勤務の従業員については、原則として 4 月 8 日(水)～5 月 6 日（水）までを時差出勤、時短・在宅勤務とします。なお、地方自治体が要請する、準緊急事態宣言の対象地域においても同様の対応とします。
- 公共交通機関での通勤者ならびに体調に不安がある従業員、及び中学生以下の扶養家族を持つ従業員に対し、時差出勤・時短勤務などを励行します。
- 展示会や多人数の集まるイベント、トレーニングへの参加を自粛します。
- 社内会議は集合形式での開催はせず、Web 会議及び小規模の分散形式で開催します。

4. 感染予防と健康管理の徹底について

- 手洗い、咳エチケット等の感染拡大防止策を徹底します。
- 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱がある場合には出社しません。
医療機関を受診する場合は、事前にかかりつけ医等に相談の上で受診します。
- 人混みや繁華街への不要不急の外出等は極力控えます。

5. 勤務者に感染またはその疑いがある場合の対応について

- 感染の疑いがある時点で、緊急対策本部に報告し、感染拡大防止に向けて自宅待機を開始します。
- 勤務者が新型コロナウイルス感染と診断された場合は、当該本人は医療機関及び保健所の指示に従います。
感染者が在籍している各事業所は、もよりの保健所の指示に従い、濃厚接触者の把握と対応を行っていきます。

6. その他

- 当社への来訪者におきましても発熱もしくははだるさや息苦しさがある方の入館は控えさせていただいています。
また、入館時には手洗い、アルコール消毒、マスク着用をお願いしております。

尚、上記対応は現時点での扱いであり、今後状況の変化により、適切に対応を行ってまいります。

以上